

GAP 普及ニュース

芒種



この夏に、第21回農業情報ネットワーク全国大会
テーマは『GAP 導入とそのあり方』です

来る8月18～19日の両日、茨城県つくば市で農業情報学会主催の第21回農業情報ネットワーク全国大会「GAP 導入シンポジウム」が開催されることになりました。今回の大会の狙いは、「どのようにGAPを普及させるか」という重要なテーマです。

「生産記帳とトレーサビリティには取り組んでいる」が、「GAPはハードルが高くて、農家には到底協力して貰えない」と思っていた農協が、意を決して生産者を集め、GAP研修会を開催したところ、その農協の野菜生産部会では、数年前よりスーパーマーケットと契約栽培を行っており、既にGLOBALGAPの審査に合格していたことが分かったという「珍事？」がありました。この部会では、「毎年一度、事務局と農業者がGLOBALGAP認証会社の審査を受けて、これに合格していた」のです。農協の営農指導員は、全ての部会員の改善を指導し、組織全体の適正農業管理を行っていました。この部会は「世界レベルのGAP農業者集団」なのです。

《あまりにもギャップが大きすぎます》

この原因は、GAPをやらせる側がGAPを理解していないからです。行政側は、GAPを良く理解していないために、「農協の生産部会には無理だ」と思って「簡略化したGAP」を作りましたが、農協側も「そのようなGAPは農業者には無理だ」と思っていたのです。ところが、GAPを実施する当事者の農業者は「プロの農家として当然のこと」と考えて、簡略なGAPではなく、GAPを意識せずに世界規準のGAPを実践していたという、農業関係者にとっては、なんともお粗末な話です。

これを笑ってばかりはいられません。似たような事例は何処にでも見つけることができるのです。大変な思いをして実施した「農業生産工程管理」ですが、果たして「その成果はいかに」と取り組んだ「GAP精度向上のための実態調査」によれば、「生産者のGAPは比較的良く」、「農協のGAPには問題がある」ということが分かったのです。この内容は、2009年3月9～10日の農業情報学会シンポジウムで発表されました。この調査の結果、日本の各産地で、「今、農協が何をすべきか」、「農業者は何をすれば良いのか」などについて、その方向性が明らかになってきました。

来る8月18～19日の両日、茨城県つくば市の国際交流センターで開催される「GAP 導入シンポジウム」では、GAPの関係者は「GAPを正しく理解」し、それぞれ「何をするのか」、「どうすればそれができるのか」、「どうすれば効果的に普及できるのか」ということを足元から捉えることを目指します。

(大会事務局)

連絡先 大会事務局 電話 : 029-861-4900 info@gapcenter.jp

《第21回農業情報ネットワーク全国大会》

GAP シンポジウム『GAP 導入とそのあり方』

日 時：2009年8月18（火）～19日（水）

場 所：茨城県つくば市 文部科学省 研究交流センター

主 催：農業情報学会・GAP 普及センター

1 日目

《10時》開会

大会委員長挨拶

来賓挨拶：農林水産省、全国農業改良普及支援協会、全国農業法人協会

基調講演：日本とヨーロッパのGAPの比較とGAPの意味するもの

田上隆一（農業情報学会副会長、(株)AGIC 代表取締役）

—昼食—

特別講演：ヨーロッパの農業とGAP事情 —ドイツ、スイスを中心にして—

山田 優（日本農業新聞 編集委員）

講 演：食品認証ビジネス講座 —GAPを中心として—

松田友義（千葉大学大学院教授）

総合討論：参加者の質問を中心に（質問用紙を配布して随時に回収・整理）

解 題：農業普及の新しい波とGAP指導者養成の在り方

山田正美（福井県農林水産部 技幹）

《午後5時》1日目終了

《午後5時30分》交流会

2 日目

《10時》2日目開始

テーマ『GAP 普及の課題と指導者養成のあり方』

話題提供：①県行政（栃木県） ②県普及部門（福井県）

③試験研究機関（福島県） ④農業協同組合（青森県）

—昼食—

総合討論：「GAP 普及の課題と指導者養成のあり方」の質疑と総合討論

講 座：GOOD アグリとBAD アグリの判り易い50の事例

田上隆多（GAP 普及センター代表）

質 疑：各論・事例等の質疑、意見と提案

《3時30分》閉会

《日本が取り組む GAP の意義》 『連載第 5 回』 「GAP の正しい理解と日本の GAP のために」

田上隆一

1. 農業政策から商用利用となった GAP

日本の生産現場で初めて GAP が意識されたのは、青森県弘前市の片山りんご有限会社が、2002 年に販売先の EWT 社（イギリスの果実卸）から、EUREPGAP の認証を取得するようと言われてからでした。取引開始当初、EWT 社は、自社の審査規準「SCP（Supplier Code of Practice 100）」による二者認証を行っていましたが、2005 年 1 月 1 日までに、第三者認証の EUREPGAP にしなければ取引できないと言ってきたのです。2001 年に第一号の認証農場が誕生したばかりの EUREPGAP 認証制度（IFA：Integrated Farm Assurance という）が、わずか 4 年程度の期間に EU 内の農業者はもとより、EU に農産物を輸出する EU 外の農業者にも GAP 認証を求めるほど GAP が普及した背景には、EU の共通農業政策の存在があります。

欧州における GAP 普及の経過を簡単にまとめてみますと、①GAP は EU 共通農業政策（CAP：Common Agricultural Policy）の一環である「環境保全対策」としてヨーロッパ農業に定着した、②EU の法令遵守として定着した GAP をもとに、EU の小売業団体（EUREP）が農産物の取引規準として EUREPGAP を作った、③EU の農業では「GAP はやって当たり前」になったため、EUREP に加盟するスーパーマーケットは、輸入農産物にも EUREPGAP を要求するようになり、事実上の国際標準になった、ということです。

2. 農業者が守るべき最低限のマナーとしての GAP

EU の共通農業政策（CAP）は、農業の所得補償政策と農業の構造政策からなっており、農業生産者の適切な生活水準の維持、消費者への適正価格・良質食品の提供、農業（文化的な遺産）の保護などを目的としています。社会の変化に合わせて、近年は、食品安全や環境保護、採算性、国土保全などが重視されるようになってきました。欧州農業は CAP による手厚い保護のもとで、必然的に生産の拡大と経営の集約化が進んできたため、その結果、さまざまな形で資源や環境の問題を起こしました。生産の集約化がこのまま続けば、水質汚染や土壌劣化などの環境問題がさらに大きくなると考え、「環境保全」に関して「農業者が守るべき最低限のマナー」を実施すれば、奨励金を農業者に「直接支払う」という CAP の大改革が行われたのです。

3. GAP は法令遵守

1991 年に制定された EU 硝酸指令（91/676）や農薬に関する EU 植物保護指令（91/414）などは、「環境保全のために農業者が守るべき最低限のマナー」として、違反者には厳しい罰則が付いた法律として各国が制定しています。ドイツでは、「肥料条例」の中に EU 硝酸指令（676/91）の内容が規定されています。例えば、①厩肥からの窒素肥料散布の上限（170kg/ha）や散布禁止期間（11 月 15 日から 1 月 15 日）、②肥料散布機が肥料を均等に散布できている証明、③施肥肥料が地表水に流れ込まない距離、④圃場ごとの必要施肥量の測定などが決められ



ています。また、「土壌保全法」には、⑤土壌構造の維持・改善、⑥土壌の硬度化防止、⑦土壌の流出防止、⑧輪作による土壌中の生物の維持、⑨耕地集約度を下げて腐植土を保つなどが規定され、違反者には罰金が課せられます。

農薬に関するEU植物保護指令（91/414）については、「植物保護法」により植物保護剤として以下のように定められています。植物保護剤は、①科学的に保証されていること、②実践で適合性と必要性が認められていること、③公的な助言者がいること、④専門知識のある者が認める植物保護方法を用いていること、⑤植物保護剤の使用法は、立地、作物の条件に応じていること、⑥植物保護剤の使用は必要量とすること、⑦可能な限り化学農薬を使用しないこと、⑧害虫は撲滅しないこと、⑨公的または専門家の助言を受けることなどが規定され、違反者には植物保護法による罰則規定があります。

4. 法令遵守の GAP と奨励（補助金）の GAP

農業者が守るべき最低限のマナーとしてのGAPを実践している農業者に対して、様々な支援策を講じていく制度を、EUではクロス・コンプライアンスとっています。

2000年以降は、EU加盟国の農業環境政策は、「欧州営農指導・補償基金（EAGGF）による助成規則（1257/99）」によって実施され、「直接支払に関する共通規則（1259/99）」としてGAPの実施が義務付けられています。これは画期的なことです。EU加盟国の判断で、農業者に対する直接支払いの条件として、GAP規範（Code of Good Agricultural Practice）の内容を規定できることになったのです。具体的には、「EU共通のGAP規準」（農業者が守るべき最低限のマナー）より高いレベルのGAPとして各加盟国が独自に制定した活動（環境や景観に対する明らかな便益）を農業生産者が実施することで、公的な助成金が受けられるようにしたのです。

こうして、EUの農業では「GAPはやって当たり前」になったため、欧州小売業組合（EUREP）の農産物の取引条件としてGAP認証が急激に普及していきました。



5. GAPの教育と支援体制

EUは、GAPの実践を強化するために、加盟国による適正農業管理の助言システム「農業技術員制度」を設置しています。農業者は、生産過程で「EU共通のGAP規準」と、加盟各国が規定する「より高いレベルのGAP規準」の具体的な指導を農業技術員から受けることができます。農業者は、農業技術員の指導に従って「食品安全」、「環境保全」、「動物福祉」、「作業安全」を実践します。この農業技術員制度は、農業者に対する農業技術の情報サービスを提供するとともに、GAP規準の遵守を確認するための検査制度としての役割も果たしています。

6. 日本に相応しいGAPとは

このように、世界のGAP規準は、環境保全のために「農業者が守るべき最低限のマナー」と「環境や景観に対する明らかな便益」を基本に、「食品の安全性確保」や「作業者の安全と福祉」などを目的として構成され、運営されています。日本の様々なGAP規準は、これをモデルにして作られてはいますが、そのほとんどが「食品の安全性確保」に重点をお

いています。そのために、HACCPに似た「食品安全のための工程管理」という視点に偏向しており、本来の目的である「農業の環境負荷を無くすとともに、積極的な自然循環機能の保全に努めて、持続型農業生産システムを構築する」ことに対する認識が低く、偏ったGAPになっている恐れがあります。

「GAPの正しい理解」とともに、「GAPの正確な理解」に努めれば、GAPは「適切な農業生産の在り方についての基本的な考え方」であること、その適切さは「法令や科学によって証明されるもの」であること、「時代に求められる農業」であることなどが分かります。したがって、EUの法令（規則と指令）に基づいたGAP規準を、日本の農業に相応しい規準に置き換えるためには、日本の法令の充実を図るとともに、法令を反映させたGAP規準にすることであり、農業を総合的に捉えて、日本農業の永続性を考えたGAP規範を構築することが必要です。これは行政の役割です。

注

*EU 規則は、加盟各国の国内法に優先して政府や企業の行動を直接規制します。EU 指令は、期限内に指令の目的を実現する法律として加盟各国が制定します。



『スペイン GAP 紀行』（連載 4）

田上隆一（株）AGIC（エジック）

1. EU 共通 GAP を上回る各国 GAP

EU の共通農業政策では、2000 年の CAP 改革で EU 共通の GAP 規準（農業者が環境保全のために行う最低限のマナー）の基礎的要件に「食品安全、品質保証、家畜福祉」を追加し、EUREPGAP などの民間の GAP 規準の推進と相まって、欧州内の農業者の適正農業規範（GAP 規範）は大いに普及しました。

このGAPの普及を受けてEUの共通農業政策は、2005年のCAP改革で、EU共通のGAP規準（農業者としての最低限のマナー）を上回るGAPへの取組みを決め、農業者へのインセンティブとして、最低限のマナーを上回るGAP規範を「環境支払い」の要件にしました。そのためEU各国は、今までのEU共通GAP規準に上乘せしたGAP規準を策定することとなりました。これにより、積極的な環境保全や美しい景観を作り維持することなどの「明らかな便益」を与えることが、EU農業の新たな目標となりました。

マナーとしてのEU共通GAPを上回るレベルのGAP規準として「有機農業」を想定するEU加盟国が多い中で、スペインは、EU共通GAPと有機農業との間に位置する認証規準として「統合生産（IP：Integrated Production）」を制度化して認証することで、環境支払いの対象としました。EUにおいて、上乘せとして各国で規定できる管理項目は、土壌浸食防止、土壌有機質の維持、土壌構造の維持、景観要素と生物生息域の保護などです。

2. 農業現場の環境保全

前回までに、スペイン北部カタルーニャ地方の中心地であるバルセロナ市の近くの、農業地帯のレイダ県ソルソーナ郡の養鶏農家と養豚農家を紹介しましたが、今回は兔畜業の

ジュアン（Joan）氏と乳山羊飼育のルルデス（Lurdes）氏を紹介します。

ジュアン氏は、ウニオン・デ・パジェズ農民組合（連載2参照）の設立当初の代表者として活躍し、ソルソーナ郡の地域農業を形作り、現在も若手農業者の相談役として地域農業に貢献していますが、多くの山林を持っていて林業を営むとともに、小麦、菜種の栽培と兎畜業（400頭の生食用兎の飼育）を営む農家です。農業経営上の問題として、政府の「農業環境規則」の要求事項が多くなっていることを挙げていました。林業においても環境問題は重要課題であり、EUの補助金を使って松林の間伐を行っていましたが、木材の運搬には馬を使っていました。この方法は、環境保護規則の遵守になります。こうしなければ、間伐の補助金が出ないのです。



環境保護規則を遵守した馬による間伐材の運搬



ジュアン氏と筆者

乳山羊飼育のルルデス氏は、夫が営林署に勤務する兼業農家で、チーズメーカーとの契約により、家族で山羊の乳を搾っています。現在130頭を飼育しており、19歳の長男を後継者として考えているのですが、今のところ本人は、バケーションを取れない畜産業を嫌っているということでした。



放牧される山羊（ルルデス氏の父）



衛生的な山羊の搾乳室（ルルデス氏）

山羊乳の価格は、1リットル当たり 0.68 ユーロと牛乳よりも高く、山羊は女性にも扱い易いので、穀物栽培と併せて規模拡大したいという希望を持っています。400 頭の山羊を買うために、環境保護規則に決められた条件を満たす十分な草地がありました。GLOBALGAP のことは知らないといっていました、そんなこととは関係なく、農業者として当然のこととして、搾乳施設の衛生管理は行き届いていました。

イギリスの新版「適正農業規範」(GAP 規範) について

「適正農業規範」(GAP 規範) は、それぞれの国の法律・制度や社会システムに合った「あるべき農業」の姿を規定したものです。農産物の生産性のみを重視するあまり、化学農薬や化学肥料を無原則に投与したり、水質を考えない灌漑を行ったり、環境を重視しない収奪型の農業になっている現代農業の問題点とそこに潜むリスクを明らかにし、人の健康と農業の持続性を確立するための適切な農業管理の在り方について、その基本的な考え方をまとめたものです。

EU では、各国の政府がその国の法律・制度や社会システムを反映させて「GAP 規範」を作り、これを分かり易い冊子の形で全ての農業者に配っています。GLOBALGAP などの商業 GAP は、各国の GAP 規範に基づき、共通の「最低限守るべきマナー」として規定されているものです。

GAP 規範、すなわち、国民から「期待される農業」は、時代とともに変化しています。そのため、イギリスでは 10 年毎に「GAP 規範」の内容が改定されています。イギリス政府は、「農業者が容易に法令を理解し、食と環境への汚染を避ける効果的な措置を講じるために」として、1998 年に「Code of GAP (GAP 規範)」の水・土壌・大気の三分冊を出版しています。2009 年 2 月には、それらを改定・合本し、「水・土・大気の保全を目的とした農場経営者と生産者、農地管理者のための適正農業規範」(Protecting our Water, Soil and Air – A Code of Good Agricultural Practice for farmers, growers and land managers) を出版して全農業者に配布しています。最新版は A4 版で 120 ページもあるかなり読み応えのある冊子になっています。

発行は、イギリス政府の「環境・食料・地方省」(DEFRA) ですが、冒頭に「この規範は、DEFRA とナチュラル・イングランドの技術専門家が書き、環境庁と一緒に制作しました」とあります。この「ナチュラル・イングランド」という組織は、環境保護の公的機関である「イングリッシュ・ネイチャー」と田園地域庁の一部と、環境・食料・地方省の地域開発サービス局の大部分を統合し、イングランドの野生生物の多様性や景観の美しさなどを次世代にわたって保全・強化し、そのメリットを人々が享受し利益を得ていくことを目指して、2007 年 1 月に発足した新しい政府組織です。

イギリス政府が発行している最新の「GAP 規範」は、全 8 章、579 項目とその解説からなり、その本文の後に、個々の解説に対応した文献、用語の解説、索引、問合せ先まで付いています。

本文の章建ては、1. 序章(汚染源と負荷量、より広範な環境保護、環境規制とクロス・コンプライアンスと農場の環境計画、農業者・農場スタッフ・契約者の責任、事故と緊急

時の計画)、2. 土壌肥沃度と植物栄養(土壌肥沃度の維持、窒素管理、リンの管理、土壌汚染の管理)、3. 管理計画(堆肥管理計画、作物の栄養管理計画、土壌管理計画、作物保護管理計画)、4. 農場建設と構造(サイレージの貯蔵と利用、家畜の堆肥と汚水処理、羊用の薬液溜め、農薬の保存と取扱い、肥料の保存と取扱い、燃料の貯蔵、畜舎とその管理)、5. 農作業(土壌管理と耕起、泥炭土壌の管理、家畜堆肥と汚水の利用、有機廃棄物の利用、石灰と化学肥料の利用、農薬の利用、家畜管理、土壌の取扱い、芝の生産)、6. 特定園芸(温室作物、苗の生産、マッシュルーム、クレソン)、7. 廃棄物(廃棄物の低減、廃棄物の貯蔵・再利用・廃棄、適用外廃棄物、希釈液の廃棄、廃油、動物の死体の廃棄)、8. 農場への水供給(作物と動物への水)などです。

それぞれの項目におけるリスク管理とその根拠になる法律・制度、社会システムなどが簡潔・的確に書かれています。日本の自然条件や農業の条件とかなり違うイギリスならではの項目も入っていますが、章建てなどは日本版「GAP 規範」を作るときの大きな参考になるものです。(石谷孝佑)

JGAP 認証を取得した生産者の紹介 《連載 4》

《JA 新田郡野菜部会》

JA 新田郡は、群馬県の東部に位置する太田市を管内とする。JA 新田郡の野菜部会は、契約栽培を中心に野菜生産を行っているレタス部会を当初のメンバーとして立ち上げられ、13農場の構成員によるJGAPの団体認証を取得しました(2009年3月)。群馬県が行う「GAPアドバイザー派遣事業」においてモデル指導産地として指定されており、平成19年度、20年度の2年にわたる各農場の改善指導により団体管理体制が構築されました。

すでに契約栽培が行われていたこともあり、統一的な栽培指導や生産調整の仕組みが運用されていましたが、個々の農場のリスク認識や安全管理のレベルには大きなばらつきがありました。農場の改善指導の取組みは、初めに現場の指導を繰り返して行い、少しずつ農場の改善を重ねていき、また集合研修によるリスク検討会も複数回開催し、収穫時の衛生管理や農作業による事故などについてお互いの認識や過去の実体験を共有する取組みも行ってきました。

全農の「履歴記帳システム」を活用した栽培履歴の提出と確認の仕組みにより、農協の集荷場までのトレーサビリティは既に確立されていましたが、集荷場における荷分けの際に、どの出荷先にどの農場の商品が出荷されているかが特定できない仕組みになっていました。クレームが発生した際に、その原因を究明したり、万が一商品回収の必要に迫られたりした場合にも、確実に追跡・遡及ができるように、販売担当も交えて分荷手順の変更も行われました。

JGAPの団体認証によりGAP管理の仕組みが構築されたJA新田郡の野菜部会では、今後、キャベツ部会やその他の部会にも範囲を広げていく予定です。

(田上隆多)

《JGAP の EUREPGAP との同等性認証について》

「GAP 普及センターユーザーの会」会員から、JGAP の EUREPGAP、GLOBALGAP との同等性認証についての質問がありました。この同等性認証には、幾つもの「ネジレ」があるので、大変分かりにくくなっています。以下に、できるだけ分かりやすく整理して説明してみます。

●同等性認証の内容について

日本では「同等性」と言っていますが、その内容は、GLOBALGAP 認証の基準文書 (GR と CPCC) に対するベンチマーキング (基準あわせ、用語参照) のことです。この認定は、オーストラリア、ニュージーランドにある認定機関の「JAS-ANZ」が行います。

- ①つまり「同等性認証」とは、独自の GAP 規準の申請者が、その GR と CP・CC そのものと、GR と CP・CC の運営について、GLOBALGAP の要件を満たしていると認証されることです。
- ②同等性が認証されると、その独自の GAP 規準は、GLOBALGAP から Fully Approved Standards と呼ばれます。生産者は、その独自の GAP 規準の認証を取れば、同時に GLOBALGAP 認証も取得したことになります。現在、Fully Approved Standards は、世界に 13 規準あります。残念ながらこの中に JGAP は入っていません。
- ③JGAP は、同等性認証に至る前の暫定認証です。GLOBALGAP では、Provisionally Approved Standards と言われています。これは、「仮に認めた規準」、「暫定的な認証規準」などの意味です。Provisionally Approved Standards は現在 2 つあります。その内の一つが JGAP です。
- ④GLOBALGAP では、JGAP に対して仮認証から正式認証にするよう勧めています。日本 GAP 協会は、正式認証を取るつもりは無いと言っています (2008 年臨時総会)。

●暫定的な同等性認証 (Provisionally Approved) について

- ①Provisionally Approved Standards は、GLOBALGAP の修正版「Modified Checklist」として「CP・CC」を認めるものです。
- ②GAP 認証における最も重要な農場認証の内容と権限の「GR」(GAP 認証の一般規則) については、GLOBALGAP では、JGAP を一切認めていません。
- ③したがって、生産者が GLOBALGAP との同等性認証を取得しようとするには、JGAP の CP・CC を使っても良いのですが、GLOBALGAP の GR によって審査を行わなければなりません。日本 GAP 協会は、このことを「JGAP+G 審査・認証」と表現しています。つまり、GLOBALGAP による審査を行うということです。
- ④JGAP 認定の規則と権限は GLOBALGAP に従うこととなりますので、JGAP の認証は、GLOBALGAP の認証と同等ではないのです。
- ⑤このことを理由に、GLOBALGAP は、日本 GAP 協会に対して、JGAP 認証取得者が「JGAP マークを商品に貼付することも禁止」しています。GLOBALGAP から正式に同等性認証を受けている GAP 規準 (Fully Approved Standards) の多くは、商品に独自の GAP のマークを使用しています。

●JGAP 同等性認証（暫定認証）の期限切れについて

- ①2007年に暫定認証となったJGAPの青果物Ver2.1は、そのベンチマークの対象となるGLOBALGAPがVer2からVer3に変わり、2008年4月からは、GLOBALGAPはVer2の認証を行わなくなっています。
- ②日本GAP協会は、『上記の理由のために「JGAP+G審査・認証」ができなくなった』とホームページで通知しています。つまりJGAPのチェックリスト（CP・CC）を使ったGLOBALGAPの審査は行われていないのです。

●公開されていないJGAP規正文書（CP・CC）のGLOBALGAP申請について

- ①GLOBALGAPのホームページの「Provisionally Approved Standards」にあるJGAPはVer2.2になっています（2009年3月28日確認）。
- ②上記のベンチマークの対象は、GLOBALGAP (EUROPEAN GAP) IFA version 3.0 / Crops / Fruit and Vegetables になっています。

●JGAP 規準のGLOBALGAP暫定認証についての情報はない

これらの事実関係については、日本GAP協会は一切公表していません。

日本GAP協会の武田専務理事の関係している商社で、JGAP認証農場の野菜を専門に扱う「㈱ニッポンの野菜」のホームページには、「JGAPは農場管理の世界基準EUROPEAN GAPから同等であると認定されました（2007）」とあります。過去のことを述べて、現在でも世界に通用するような印象を与えていますが、これは正確に理解する必要があります。

関連情報

- ①2007年7月に同等性の仮認証手続きが終了した直後に、当時の日本GAP協会理事長であった田上隆一氏は、EUROPEAN GAP Ver3.0へのベンチマーク準備を開始し、その後JGAP Ver2.2を作成しています。
- ②当時、同等性認証の手続きを担当した榎本氏は、2007年8月中にEUROPEAN GAP Ver3.0とJGAP Ver2.1との比較表を作成して改定案を提出し、検討の結果、同年9月にJGAP Ver2.2を作成しました。
- ③GLOBALGAPのベンチマーキングでは、ベンチマークを申請する独自のGAP規準は、公開して認証制度として実践されていなければならないはずですが、2006年の当初申請の際には必須の要件でした。

●JGAPの同等性は、以上のように随分と「ネジレ」ていますが、国際的な適合性認証については、正確な認識を持つことと、それらに関連する情報の公開が必要要件です。

- ①JGAP 青果物 Ver2.1 は、EUROPEAN GAP 青果物 Ver2.1-Oct04 との同等性の暫定認証であり、正式な同等性認証ではないこと
- ②暫定認証の場合は、農場の審査を GLOBALGAP 規準で行うことが必要であった。ただし、そのJGAP暫定認証も2008年3月31日で期限が切れていること
- ③JGAPによるGLOBALGAP認証は行っていないこと、また実際に行えないこと
- ④JGAP Ver2.2で同等性の暫定認証を表示しているが、その規準は公開されていないこと

- ⑤日本 GAP 協会は、総会で同等性の正式認証を取らないと公言していること
 どの理由からも、JGAP が GLOBALGAP の同等性認証ではないことは明らかです。
 日本の関係者は、GAP 規準の適合性認証について正確な認識を持つことと、それらに関連する各種の情報を公開していくことが必要です。
 (規格管理部)

『ベンチマーク』(用語解説-4-)

英語の benchmark (ベンチマーク) という言葉は、本来は測量において利用する水準点を示す言葉で、建築物、構造物などの位置や高さ等の水準点または基準点である。建物などの動かない位置をベンチマークポイントに定め、それを基準として建物、構造物の位置を決める。ベンチマークには金属の鉋などが打ち込まれることもある。また、設計図には何処がベンチマークポイントかが必ず明記される。これから転じて建築の測量、コンピューターの性能、株式投資の指標銘柄や金融、資産運用など、広く社会の物事のシステムの在り方や規範としての「水準」や「規準」「基準」を意味する。

ベンチマーキングは、製品、サービス、プロセス、慣行などの水準を継続的に測定し、パフォーマンスの良い競合他社の製品・ソフトなどや、優良企業のパフォーマンスなどと比較することである。なお、測定する尺度は、顧客による企業のパフォーマンスの評価に直接・間接的に影響を与えるものでなければならない。

GLOBALGAP の同等性認証では、独自の GAP 規準の所有者が、GLOBALGAP 認証の基準文書 (GR と CP・CC) に対して行うベンチマーキングである。すなわち、同等性認証では、JGAP などの独自の GAP 規準が、ベンチマークの GLOBALGAP と同等かそれ以上であるということである。この認定は、国際的な認定機関 (JAS-ANZ: オーストラリア・ニュージーランド連合認定機関) が行っている。

参考資料: ウィキペディア、GLOBALGAP など

(編集部)

【編集後記】

田上氏の話によると、ヨーロッパの農家は、GAP というものをあまりはっきり意識していないようでもある。スペインでは、テクニコ (英語のテクニシャンに相当) という農業技術指導員がいて、農場の管理状態を常時チェックし、悪い所があれば改善を指示するので、それに従っていれば自然に GAP ができるということらしい。

冒頭にある北海道の農協の事例も、外資系のスーパーの指示に従って3年前から野菜を生産し始め、審査員の改善の指示通りにやっていたら、それが GLOBALGAP だったとびっくりしたという。3年間も気がつかなかったことに改めて驚くが、農家は農業のプロであるから、技術的なサポートがあれば、その意に沿うように、それほど自然にできて当然であろう。

「農水省から GAP が来るぞ」と言っても、黒船が来るように騒いで見ても、「適正ですか」と聞かれて、生産者にその正確な意味が判らなければ仕方がない。農家は、チェックリストに目をつぶって○を付ければ済むと考えれば、GAP にはならない。適正な農業管理を技術面からサポートする体制が不可欠であることが、前回のシンポジウムで明らかになり、いよいよ各論に入っていくことになる。

「どうサポートすれば良いのか」ということが判った普及員の人達は、有難いことに、もう走り始めている。日本中がこの方向に走り始めれば、日本農業が劇的に変わるであろう。そのときに必要なのが、日本の法律・制度や社会システムに合った日本農業の「あるべき姿」を規定した日本版「GAP 規範」である。

日本全体が、人や動物の安全と、美しい自然に囲まれた環境の中で、持続的な農業が営めるようになる、こんな時代が早く来ることを夢見ている。
(食讚人)

【目指す GAP の理念】 GAP は、農業者が自主的に取り組むものであり、審査・認証制度によって得られた信頼性を通して広く国内・国際社会に認知され、公の規準として機能させるべきものです。GAP は、農産物の安全性を確保して消費者を守り、持続的農業生産により自然環境を保全し、併せて生産者自身の健康と生活を守るものです。これには、日本の法律・制度や社会システムに合ったあるべき日本農業の姿を規定した日本版「適正農業規範」(GAP 規範) が不可欠です。

新版『GAP 入門』－食品安全と持続的農業のために－

好評発売中 定価 1995 円(税込)

ご好評により、1 月末から 2 刷になりました。

都合 6,000 部が読まれることになり、嬉しく思っています。

更に一層、GAP 導入の取組みにお役立て下さい。

購入ご希望の方は、下記の GAP 普及センターまで

お申込み下さい。また、書店でも販売しています。



【好評発売中】 適正農業規範『GAP 導入』

－消費者の信頼確保と健全な農業管理の手引き－

『GAP 導入』が 1 月に発刊されました。

GAP を導入するときの考え方や取組み法などについて、

農業普及員や営農指導員への指導実績を元に、

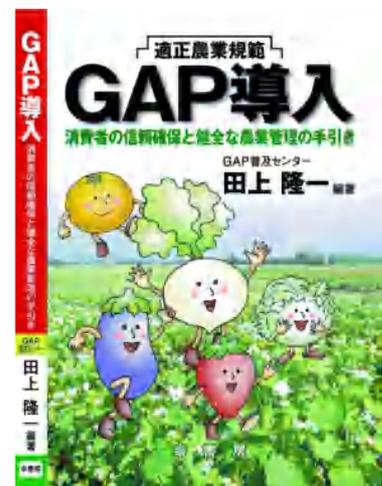
具体的に詳しく解説しています。

購入ご希望の方は、

GAP 普及センターまでお申し込みください。

定価 1995 円 (税込)

また「幸書房」の配本により、全国の書店でも入手できます。



『適正農業管理「GAP」導入シンポジウム』 (2009.3.9-10)

－農業情報学会 第 20 回食・農・環境の情報ネットワーク全国大会－

適正農業規範『日本農業を救う GAP は?』および当日講演のパワーポイントのコピー 5 件をセットにして 3,000 円、『GAP 導入』を加えて 5,000 円 (送料込み) でお分けしています。GAP の導入にお役立て下さい。

【近刊の予告】—適正農業規範—「GAP 実践事例」 予価 1995 円

現在、GAP 普及センターでは、GAP 認証を受けた団体の経験談などをまとめて、GAP 導入の「事例集」としてまとめています。これから GAP の取得にチャレンジしようとしている方々や認証を受けた後のレベルの向上を目指している方々の参考になるものです。ご期待下さい。発刊は、またまた少し延びて 6 月になります。

「GAP ユーザーの会」へのお知らせ

今回のシンポジウムに際して、多くの方々にご入会いただき、誠に有難うございました。これからも会員の良き相談相手となって頑張っ参りますので、宜しくお願い致します。当会会員の方は、どうぞお気軽にご相談ください。

(ユーザー会事務局)

GAP 普及ニュースは隔月発行です (1 月 3 月 5 月 7 月 9 月 11 月)

「GAP ユーザーの会」会員募集

GAP 普及センターは、GAP に取り組む生産者 (個人・グループ) と、GAP 導入を指導する普及員や指導員の方々への継続的なサポートを実現するために、「GAP ユーザーの会」を開設しています。会員には、「GAP の無料相談サービス」、学会「GAP シンポジウム」「GAP 普及セミナー」への割引・優待、「GAP 普及ニュース」のお届けなどのサービスを提供致しております。

年会費 個人会員 1 万円 / 団体会員 2 万円・・・GAP 普及ニュース購読 + GAP 相談
購読会員 3 千円・・・・・・・・・・・・・・・・GAP 普及ニュースの購読

《いずれの会員も自由投稿を歓迎しています。皆様の疑問にお答えします》

問合せ先・申込み先

GAP普及センター

〒305-0035 茨城県つくば市松代 4-9-26-203 (株)AGIC 内

☎ : 029-856-1201 Fax : 029-856-0024

E-mail : info@gapcenter.jp URL : <http://gapcenter.jp/>